

基準 9 9 その他

基準 1 から 1 8 に該当しないものにあっても、開発行為（建築行為）をしようとする土地が具体的にその目的、規模、位置等を総合的に勘案し、公共公益性の高いものなど特に市長がやむを得ないと認める場合は、審査会に提案することができる。

◎ 申請地の面積が 1, 0 0 0 m²以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行する。